

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2306号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（直轄）実施要綱 第1 目的 <u>土地改良施設突発事故復旧・防止事業</u>（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、<u>事故の未然防止を図ることにより</u>、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。 第3 定義 1 本事業の対象となる突発事故被害とは、法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の突発事故被害（<u>突発的な事故</u>による被害をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、対象としない。 （1）～（5）（略） 2 （略） 第4 事業内容 <u>1 土地改良施設突発事故復旧事業</u> 土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。	<u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（直轄）実施要綱 第1 目的 <u>土地改良施設突発事故復旧事業</u>（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。 第3 定義 1 本事業の対象となる突発事故被害とは、法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の突発事故被害（<u>突発事故</u>による被害をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、対象としない。 （1）～（5）（略） 2 （略） 第4 事業内容 （新設） <u>本事業の事業内容は</u>、土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。

(1)・(2) (略)

(3) 緊急応急工事

(1)に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

(4) 類似被害防止工事

(1) から (3) により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置（以下「事故防止事業」という。）

第5 事業の採択等

1 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、法第2条第2項に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）であって、国営土地改良事業（法第85条、第85条の2、第85条の3、第85条の4及び第87条の2の規定に基づいて国が行う土地改良事業並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け行う土地改良事業をいう。）によって整備されたものとする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が

1・2 (略)

3 緊急応急工事

1に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

(新設)

(新設)

第5 事業の採択等

1 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、法第2条第2項に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）であって、国営土地改良事業（法第85条、第85条の2、第85条の3、第85条の4及び第87条の2の規定に基づいて国が行う土地改良事業並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け行う土地改良事業をいう。）によって造成されたものとする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が

生じない施設の復旧又は事故の防止として農村振興局長が別に定めるものは、本事業の対象としない。

2 本事業の実施の要件

本事業の実施に当たっては、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 一般型

ア 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。

イ 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）（略）

ウ （略）

(2) 基幹施設型

ア 事業実施により復旧又は事故が防止されるダム、頭首工、排水機場及び排水樋門の末端支配面積がおおむね5,000ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ヘクタール）以上のものであること。

イ 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）（略）

ウ （略）

生じない施設の復旧として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。

2 本事業の実施の要件

本事業の実施に当たっては、それぞれ次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 一般型

ア 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。

イ 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）（略）

ウ （略）

(2) 基幹施設型

ア 事業実施により復旧されるダム、頭首工、排水機場及び排水樋門の末端支配面積がおおむね5,000ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ヘクタール）以上のものであること。

イ 事業実施により復旧される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）（略）

ウ （略）

3 本事業により行う工事の範囲

(1) 突発事故復旧事業

突発事故復旧事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事並びに当該土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するために必要な工事とする。

(2) 事故防止事業

事故防止事業により行う工事は、以下の事項を全て満たす工事とする。

ア 機能診断等によって、以下のいずれかに該当する事故の兆候が認められた土地改良施設の事故の未然防止に必要な工事であること。

(ア) 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していること等が認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの。

(イ) 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの。

(ウ) 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの。

イ 事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響が以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代替水源等がなく、農業生産や営農活動に支障が生じる。

(イ) 人命、家屋、公共施設等に被害が生じる。

(ウ) 生活用水、工業用水等の供給に支障が生じる。

4 効用を兼ねる施設に係る突発事故又は事故の兆候

2以上の農業上の効用を有する土地改良施設及び土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用とを兼ねる工作物（以下

3 本事業により行う工事の範囲

(新設)

本事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事とする。

(新設)

4 効用を兼ねる施設に係る突発事故

2以上の農業上の効用を有する土地改良施設及び土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用とを兼ねる工作物（以下

「兼用工作物」という。) について本事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設については、最大の効用を有する土地改良施設の工種に係る本事業とする。

(2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の事業費を土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用との割合に応じて振り分け、土地改良施設に係る金額の範囲内で行うものを土地改良施設に係る本事業とする。

5 他事業で計画又は施行中の区域内における突発事故又は事故の兆候

本事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他事業」という。）の計画区域内で本事業を採択する場合には、突発事故の状況又は事故の兆候を勘案して他事業の計画を検討の上、本事業の内容を決定するものとする。

6 事故防止事業の実施に係る手続

農林水産大臣は、事故防止事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、当該事業に着手するものとする。

第6 事故又は事故の兆候報告

第5の1の施設において、本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に対し、以下のとおり報告するものとする。

「兼用工作物」という。) に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設については、最大の効用を有する土地改良施設の工種に係る突発事故復旧事業とする。

(2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の突発事故復旧事業費を土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用との割合に応じて振り分け、土地改良施設に係る金額の範囲内で行うものを土地改良施設に係る突発事故復旧事業とする。

5 他事業で計画又は施行中の区域内における突発事故

突発事故復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他事業」という。）の計画区域内で発生した事故に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、突発事故の状況を勘案して他事業の計画を検討の上、突発事故復旧事業の内容を決定するものとする。

(新設)

第6 事故報告

第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に対し、事故発生後1週間以内に農村振興

1 突発事故復旧事業

事故発生後 1 週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。ただし、事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

2 事故防止事業

事故の兆候を確認後、速やかに農村振興局長が別に定める様式により事故の兆候、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等を報告するものとする。ただし、事故の兆候の分析等に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

第 7 事業の実施

1 突発事故復旧事業

地方農政局長等は、第 5 の 1 の施設において突発事故が発生し、突発事故復旧事業を実施するときは、応急工事計画（法第 87 条の 5 第 1 項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類を、現地調査の上、事故発生後 30 日以内に作成し、農林水産大臣に報告するものとする。ただし、復旧工事等を検討するための国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査(国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）別紙第 10 第 2 に掲げる調査をいう。）等の実施により応急工事計画の作成に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。ただし、事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の時日を要する場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

第 7 事業の実施

（新設）

1 地方農政局長等は、第 5 の 1 の施設において突発事故が発生し、本事業を実施するときは、応急工事計画（法第 87 条の 5 第 1 項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類（以下、「事業計画書等」という。）を、現地調査の上、事故発生後 30 日以内に作成し、農林水産大臣に報告するものとする。ただし、復旧工事等を検討するための国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査(国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）別紙第 10 第 2 に掲げる調査をいう。）等の実施により応急工事計画の作成に不測の時日を要する場合は、この限りでない。

2 事故防止事業

地方農政局長等は、第5の1の施設において事故の兆候があり、事故防止事業を実施するときは、緊急防災等工事計画（法第87条の4第1項に規定する緊急防災等工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類を、本事業の実施の必要性を確認するための予備調査を行った上で作成し、農林水産大臣に報告するものとする。

3 （略）

第8 事業費の決定及び通知等

1 農林水産大臣は、予算の範囲内で、第7の規定により提出された事業計画に関する書類に基づいて事業費の額を決定する。

2・3 （略）

第9 緊急応急工事

第4の1の（3）に掲げる緊急応急工事は、第6から第8までに掲げる規定によらず、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

第10 完了報告

地方農政局長等は本事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、農村振興局長が別に定める様式により、翌年度の6月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の取扱い

1 （略）

2 本事業の負担金については、令第52条第1項及び第4項から第6項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第1項によるものとし、負担金の支払い及び徴収方法について

（新設）

2 （略）

第8 事業費の決定及び通知等

1 農林水産大臣は、予算の範囲内で、第7の規定により提出された事業計画書等に基づいて事業費の額を決定する。

2・3 （略）

第9 緊急応急工事

第4の3に掲げる緊急応急工事は、第6から第8までに掲げる規定によらず、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

第10 完了報告

地方農政局長等は事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、農村振興局長が別に定める様式により、翌年度の6月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の取扱い

1 （略）

2 突発事故復旧事業の負担金については、令第52条第1項及び第4項から第6項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第1項によるものとし、負担金の支払い及び徴収方

は、令第52条の2並びに第53条第1項及び第2項によるものとする。

3 (略)

法については、令第52条の2並びに第53条第1項及び第2項によるものとする。

3 (略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱

平成30年3月30日付け29農振第2306号

令和4年10月14日付け4農振第1742号

最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2420号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長



農林水産事務次官

第1 目的

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

第2 通則

本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 定義

- 1 本事業の対象となる突発事故被害とは、法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - （1）暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの
 - （2）明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの
 - （3）甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの
 - （4）施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの
 - （5）維持工事として農村振興局長が別に定めるものによって復旧できる被害の程度が小さいもの

- 2 機能回復とは、突発事故により施設の効用が失われた場合において、当該土地改良施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するため必要な工事を施行することをいう。

第4 事業内容

1 土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。

（1）現地仮復旧安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

（2）機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

（3）緊急応急工事

（1）に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

（4）類似被害防止工事

（1）から（3）により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置

2 土地改良施設事故防止事業

老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置（以下「事故防止事業」という。）

第5 事業の採択等

1 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、法第2条第2項に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）であって、国営土地改良事業（法第85条、第85条の2、第85条の3、第85条の4及び第87条の2の規定に基づいて国が行う土地改良事業並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け行う土地改良事業をいう。）によって整備されたものとする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動

に影響が生じない施設の復旧又は事故の防止として農村振興局長が別に定めるものは、本事業の対象としない。

2 本事業の実施の要件

本事業の実施に当たっては、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 一般型

ア 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね100ヘクタール以上のものであること。

イ 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。

ウ 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

(2) 基幹施設型

ア 事業実施により復旧又は事故が防止されるダム、頭首工、排水機場及び排水樋門の末端支配面積がおおむね5,000ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては2,000ヘクタール）以上のものであること。

イ 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設が次のいずれかに該当するものであること。

（ア）復旧又は事故の防止に要する事業費が1箇所当たり2,000万円以上となるものであること。

（イ）高度な技術的配慮を要し造成又は管理されているものであること。

ウ 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

3 本事業により行う工事の範囲

(1) 突発事故復旧事業

突発事故復旧事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事並びに当該土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するために必要な工事とする。

(2) 事故防止事業

事故防止事業により行う工事は、以下の事項を全て満たす工事とする。

ア 機能診断等によって、以下のいずれかに該当する事故の兆候が認めら

れた土地改良施設の事故の未然防止に必要な工事であること。

(ア) 従前の機能診断の想定よりも健全性の低下が加速していること等が認められ、施設の変状、漏水等が確認されたもの。

(イ) 突発事故が発生した土地改良施設と構造、地盤、地質、経過年数等が同様で、変状、漏水等が確認されたもの。

(ウ) 自然的社会的条件の変化等に起因して機能の低下又は喪失が生じることが予見されるもの。

イ 事故が発生した場合の地域の社会及び経済に及ぼす影響が以下のいずれかに該当すること。

(ア) 代替水源等がなく、農業生産や営農活動に支障が生じる。

(イ) 人命、家屋、公共施設等に被害が生じる。

(ウ) 生活用水、工業用水等の供給に支障が生じる。

4 効用を兼ねる施設に係る突発事故又は事故の兆候

2以上の農業上の効用を有する土地改良施設及び土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用とを兼ねる工作物（以下「兼用工作物」という。）について本事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設については、最大の効用を有する土地改良施設の工種に係る本事業とする。

(2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の事業費を土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用との割合に応じて振り分け、土地改良施設に係る金額の範囲内で行うものを土地改良施設に係る本事業とする。

5 他事業で計画又は施行中の区域内における突発事故又は事故の兆候

本事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。

以下「他事業」という。）の計画区域内で本事業を採択する場合には、突発事故の状況又は事故の兆候を勘案して他事業の計画を検討の上、本事業の内容を決定するものとする。

6 事故防止事業の実施に係る手続

農林水産大臣は、事故防止事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、当該事業に着手するものとする。

第6 事故又は事故の兆候報告

第5の1の施設において本事業の実施が必要な場合には、当該施設に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事務所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して

農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に対し、以下のとおり報告するものとする。

1 突発事故復旧事業

事故発生後1週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。ただし、事故による被害が甚大なため被害額等の特定に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

2 事故防止事業

事故の兆候を確認後、速やかに農村振興局長が別に定める様式により事故の兆候、事故が生じた際の社会及び経済に及ぼす影響等を報告するものとする。ただし、事故の兆候の分析等に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

第7 事業の実施

1 突発事故復旧事業

地方農政局長等は、第5の1の施設において突発事故が発生し、突発事故復旧事業を実施するときは、応急工事計画（法第87条の5第1項に規定する応急工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類を、現地調査の上、事故発生後30日以内に作成し、農林水産大臣に報告するものとする。ただし、復旧工事等を検討するための国営施設機能保全総合対策事業施設機能保全検討調査(国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元D第532号農林水産事務次官依命通知)別紙第10第2に掲げる調査をいう。)等の実施により応急工事計画の作成に不測の日数を要する場合は、この限りでない。

2 事故防止事業

地方農政局長等は、第5の1の施設において事故の兆候があり、事故防止事業を実施するときは、緊急防災等工事計画（法第87条の4第1項に規定する緊急防災等工事計画をいう。）として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類を、本事業の実施の必要性を確認するための予備調査を行った上で作成し、農林水産大臣に報告するものとする。

3 本事業の実施に当たり、都道府県、市町村、土地改良区等の関係団体は、この要綱に定める範囲内において、負担割合や他事業での実施の可否等について事前に合意形成が図られるよう努めるものとする。

第8 事業費の決定及び通知等

1 農林水産大臣は、予算の範囲内で、第7の規定により提出された事業計画に関する書類に基づいて事業費の額を決定する。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定したときは、これを地方農政局長等に通知するものとし、地方農政局長等は、遅滞なく事務所長等に通知するものとする。
- 3 地方農政局長等は、前項の規定による事業費の決定の通知を受けた場合には、農村振興局長が別に定める書類を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第9 緊急応急工事

第4の1の（3）に掲げる緊急応急工事は、第6から第8までに掲げる規定によらず、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

第10 完了報告

地方農政局長等は本事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、農村振興局長が別に定める様式により、翌年度の6月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

第11 負担金の取扱い

- 1 本事業の国の負担割合は、別表のとおりとする。
- 2 本事業の負担金については、令第52条第1項及び第4項から第6項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第1項によるものとし、負担金の支払い及び徴収方法については、令第52条の2並びに第53条第1項及び第2項によるものとする。
- 3 国の負担分を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第12 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第13 その他

この要綱の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年10月14日から施行し、令和4年5月15日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第11関係）

事業の種類	国の負担割合
都府県において行われるもの	2／3（一般型） 70／100（基幹施設型）
北海道及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）において行われるもの	75／100 ただし、事業費のうち田以外に係る部分（ため池に係るものを除く。）については80／100、田以外のため池に係る部分については85／100
沖縄県において行われるもの	90／100 ただし、ため池に係る部分については、95／100
奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。）において行われるもの	90／100